

さいたま市契約事務執行にあたっての行動指針

(平成23年6月21日制定)

総則

公務員である本市職員は、公私の区別なく、常に法令（条例、規則等を含む。以下同じ。）を遵守し、市民等から疑惑や不信を招くような行動は慎まなければならない。

特に、契約事務の執行に当たっては、第1から第6に掲げる事項を常に遵守しなければならない。

第1 心構え

- (1) 職務上知り得た情報について、一部の企業等に対してのみ有利な取扱いをする等不当な取扱いをしてはならず、常に公正な職務執行に当たること。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いないこと。
- (3) 企業等と接する場合は、第三者からの疑惑や不信を招くような行為をしないこと。
- (4) 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組むこと。
- (5) 執務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること。

第2 企業等との禁止行為

- (1) 飲食をすること（第3に掲げる会合等に出席した場合や打合せ等に出される茶菓程度のものは除く。）。
- (2) 飲食物の代金等を支払わせること。
- (3) 金銭・物品・不動産等（せん別、祝儀、香典等を含む。）の贈与を受けること。
- (4) 金銭・物品・不動産等の貸付けを受けること。
- (5) 無償で、又は適正な対価を支払わずにサービスの提供を受けること。
- (6) 遊興（ゴルフなど）をすること。
- (7) 旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (8) (1) から (7) までに掲げる禁止行為を企業等に要求して、他の職員等に対してさせること。

第3 会合等への出席

企業等や企業等が所属する団体の依頼による会合等（講演、討論、講習・研修を含む。）に出席する場合には、上司の了承を得ること。

第4 責務等

- (1) 法令に違反する疑いのある事実について、虚偽の報告や隠ぺいをし

ないこと。

- (2) 他の職員の職務上の行為が、犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがある場合は、上司などに報告すること。
- (3) 企業等から要求や要望があった場合は、それを記録し、上司に報告すること。
- (4) 上司の命令が、犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがある場合は、当該上司に意見を述べること。
- (5) (4) にもかかわらず犯罪行為等の命令が継続する場合は、他の上司などへの相談や内部通報制度を活用するなどの措置をとること。
- (6) 他の職員が第2に掲げる企業等との禁止行為に該当する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受けないこと。
- (7) 管理職員は、部下職員の職務に係る法令違反の疑いのある事実を黙認せずに、当該職員を指導し、是正させること。

第5 執務環境の整備

- (1) 業務上の打ち合わせ以外の目的で、企業等を執務室内に立ち入らせないこと。
- (2) 机上等企業等の目に触れる場所に、設計書類等契約関係書類をむやみに置かないこと。
- (3) 企業等との接触は、密室を避け、必ず2人以上で行うこと。

第6 企業等と私的関係（親族、友人等）のある職員

企業等と私的関係のある職員は、第2に掲げる企業等との禁止行為に該当する行為を私的立場で行う場合でも、職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くことがないようにすること。

補則

（対象となる企業等）

第1から第6に掲げる企業等とは、次のいずれかに当たる企業や個人及びその役員や社員をいう。

- (1) 市と契約を締結している企業あるいは個人
- (2) 市に契約の申込みをした企業あるいは個人
- (3) 市と契約するために必要な資格を有する企業あるいは個人
- (4) その他(1)から(3)までに掲げる企業等の関連企業や下請け企業等